

# 試作開発研究取扱要項

公益財団法人電磁材料研究所

## 試作開発研究取扱要項

(目的)

**第1条** この取扱要項は、公益財団法人電磁材料研究所（以下「本法人」という。）が、公的研究機関及び企業（以下「委託者」という。）からの委託により本法人が研究開発成果の試作品を提供して行う試作開発研究を円滑に実施するため定める。

(試作開発研究内容)

**第2条** 試作開発研究は、本法人の研究開発成果の実用化の促進及び成果の完成度の向上を図るため、委託者による試作品の試験の評価結果を基に、成果の有効性の実証、新規応用分野の開拓及び実用上での問題点の改良を行うことを目的とする。

2 試作品は、委託者から委託を受けて本法人が作製して提供する。ただし、この試作に要する経費は、委託者が負担するものとする。

3 委託者は、試作品を使用して実用上の観点からの効果及び問題点を評価し、その結果を本法人に速やかに報告する。

(受入の決定)

**第3条** 試作開発研究の受入は、委託者からの委託に基づき事業支援部長が試作開発研究契約書（案）を作成し、専務理事は常任理事会に諮り決定する。

2 専務理事は、常任理事会において試作開発研究の受入が決定されたときは、その決定の内容を、会計規程第5条の規定による会計責任者（以下「会計責任者」という。）に通知する。

(受入の条件)

**第4条** 試作開発研究の結果、特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）が生じた場合は、原則としてその帰属は本法人とし、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。

2 委託者は、試作品の作製に要する経費を、試作品の受領後速やかに納付する。

(中止又は期間の延長)

**第5条** 委託者から試作開発研究の中止の申し出があった場合は、専務理事は常任理事会にその旨報告する。

2 本法人がやむをえない事由により試作開発研究を中止する場合は、専務理事が常任理事会に諮り、これを決定し、その旨を会計責任者に通知する。

3 前項の場合、本法人は委託者にその事由を書面により通知し、その責を負わない。

4 委託者から試作開発研究の期間延長の申し出があった場合は、専務理事が常任理事会に諮り、これを決定する。

(試作に要する経費)

**第6条** 試作品の作製に要する経費は、材料費、副資材費、消耗品費、光熱費、設備メンテナンス費、研究員及び技術員の人件費、試作管理費等当該試作品の作製に直接必要な

経費（以下「直接経費」という。）及び一般管理費の合算額とする。

2 一般管理費は、直接経費以外の試作品の作製に必要な額とし、原則として直接経費の10%とする。

（進行状況の把握）

第7条 研究開発事業部長は、試作開発研究の進行状況を把握し、適切な指導をしなければならない。

（研究成果の公表）

第8条 試作開発研究による研究成果は原則として公表する。ただし、特許権等（特許権、実用新案権、意匠権を含む）の取得及び委託者の事業化計画等やむを得ない理由がある場合には、理事長は、委託者と協議のうえ、原則として3年を限度として公表を控えることができる。

（特許出願等）

第9条 理事長は、試作開発研究に伴い特許権等が生じた場合は、特許発明委員会に諮るものとする。なお、委託者より特許出願（外国出願を含む）の要望があった場合は、理事長は、委託者と協議のうえ決定する。

（秘密の保持）

第10条 理事長及び委託者は、試作開発研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とする旨を定めることができる。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から施行する。